

# 令和8年度 社会保険制度説明会

---

「もしも」と「いつも」に安心を。



全国健康保険協会鹿児島支部

協会けんぽ鹿児島支部  
キャラクター





## マイナ保険証 を利用するメリットは？

メリット  
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。  
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

**Q** マイナ保険証によるオンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか？

**A** 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります  
他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていたかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。



**Q** なぜ、マイナ保険証によるオンライン資格確認が必要なの？

マイナンバーカードを  
置いて本人確認

直近の資格情報を確認。オンラインでデータが取得できて、事務作業が効率化できました



**A** 医療従事者の業務負担軽減につながります

マイナ保険証によって迅速な本人確認を行い、直近の資格情報を把握し、医療機関等の業務効率化を図ることができます。

マイナンバーカードの使い方の詳細は  
二次元コードからご確認ください。  
厚生労働省作成動画

▶【どうやって使うの？実践編】



# マイナ保険証で

※マイナ保険証・・・マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの



メリット  
2

## 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

資格確認書では		マイナ保険証なら	
1 限度額適用認定証を申請したいのですが...	2 申請書にご記入いただき、お手元に届くまで1週間はかかります 1週間も...	1 マイナ保険証なので限度額がわかりますよ	2 自己負担額が即時に減額されて助かった!

患者の声



Q マイナ保険証によるオンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか？

A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、協会けんぽに限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。

厚生労働省作成動画 ▶【何が便利になるの？メリット編】



手続きは  
簡単!

## マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行っておくと、いざという時に安心です。

保険証利用の登録はここです

1 スマホで簡単! マイナポータル	2 受診時に簡単にできます! 医療機関等窓口のカードリーダー	3 カードをかざし、4桁の暗証番号を入れるだけ! セブン銀行ATM
-------------------------	--------------------------------------	---

マイナポータルで「医療費情報」や「資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用登録の詳細は二次元コードからご確認ください。  
厚生労働省作成動画 ▶【どうやって申し込むの？今すぐできる！簡単申込み編】

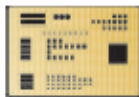



マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得しましょう。

◀マイナンバーカード総合サイト

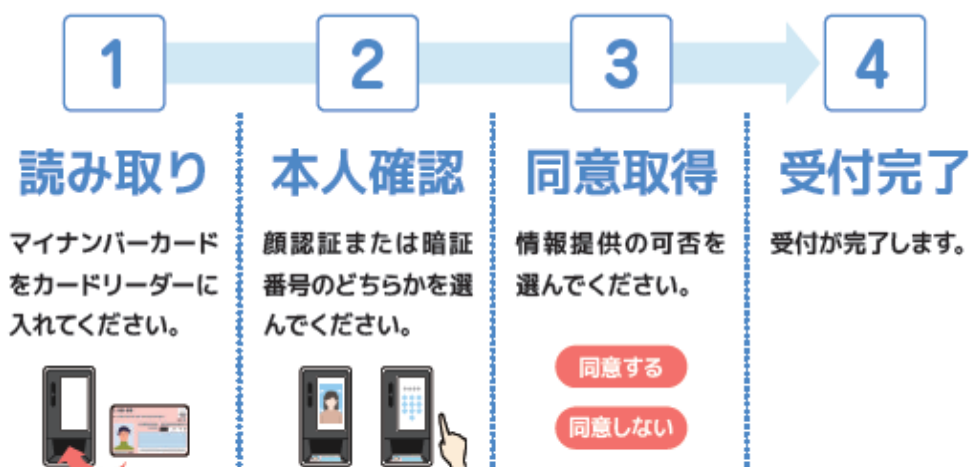
# 医療機関等への受診方法



	マイナンバーカードに保険証の利用を	医療機関等への提示物
主な 受診方法	<b>登録していない場合</b> <b>資格確認書</b> を提示して受診	 資格確認書
	受付も 簡単! <b>登録している場合</b> <b>マイナ保険証</b> を提示して受診	 マイナ保険証



## “マイナ保険証”での受診方法



マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診結果や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます（本人が同意した場合のみ）。受診の際はマイナ保険証をぜひご利用ください。

## 医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合

- マイナポータル + マイナ保険証 を提示して受診



- 資格情報のお知らせ + マイナ保険証 を提示して受診




# マイナ保険証・資格確認書

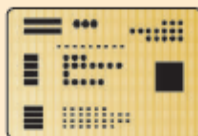
## ・資格情報のお知らせの違い




### 1 マイナ保険証

形状	取得方法	使用場面	使用方法
マイナンバーカード 	マイナンバーカードを入手後、保険証利用登録を行うことでマイナ保険証として使用できます。	医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り

### 2 資格確認書

形状	取得方法	使用場面	使用方法
プラスチックカード型 	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄にチェックをされた方に発行します。</li> <li>チェックをされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30～50日後に発行します。</li> </ul>	マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等を受診するとき	医療機関等へ提示

### 3 資格情報のお知らせ

形状	取得方法	使用場面	使用方法
紙製カード型 	協会けんぽに新規加入された方全員に自動的に発行します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種給付金の申請に必要な記号番号等を確認するとき</li> <li>医療機関等のカードリーダーが使えない場合に医療機関等を受診するとき</li> </ul>	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関等に提示（資格情報のお知らせは、マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能です。） ※資格情報のお知らせや「わたしの情報」のみでは受診できません

# 事業主の皆さまへのごお願い



資格取得届・被扶養者異動届を提出する際はマイナンバーを記載して、**就職後5日以内**に日本年金機構にご提出ください。

通常、日本年金機構が資格取得届等を受理してから2～5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになりますが、マイナンバーの記載がない場合など、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要する場合があります。なお、その場合は「データ登録未完了のお知らせ」をお送りしてマイナ保険証が使えるようになるまでに時間を要することをお知らせします。

マイナンバーを記載してください



従業員の方々に、医療機関や薬局での受診の際には、**ぜひマイナ保険証で受診**するよう、積極的に呼びかけてください。

お問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル(デジタル行開設)

☎0120-95-0178

平日 9:30～20:00 土日・祝日 9:30～17:30

※毎週年輪を置く

※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関する場合は24時間受付

受付内容

- マイナンバーカード、通知カードに関すること
- マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関すること
- マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

# 第1章

---

## 協会けんぽ について



# 協会けんぽの概要

## 全国4,000万人の医療と健康を支えます

### 全国健康保険協会とは？

主に中小企業を対象とした医療保険を運営し、「働くひとの医療保険の最後の受け皿」として、加入する従業員とその家族に“安心”を提供することを使命としています。



### 協会けんぽの特徴は？

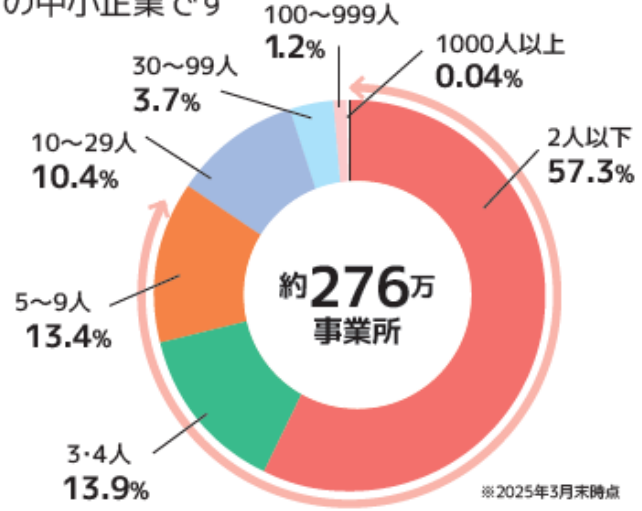
#### 特徴1

国民の約3人に1人の**約4,000万人**が加入する日本最大の医療保険者です



#### 特徴2

加入事業所の**約8割**が従業員9人以下の中小企業です

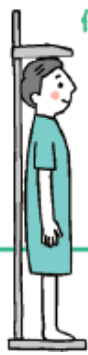


### 協会けんぽはどんなことに取り組んでいるの？

#### あなたの健康づくりをサポートします！

##### 保健事業

- 生活習慣病予防のための健診・保健指導
- 医療機関への受診が必要な方へのお知らせ
- 事業主の皆さまと連携した職場の健康づくり など



#### 身につけよう！上手な医療のかかり方

##### 医療費適正化の取組

- 上手な医療のかかり方の案内
- ジェネリック医薬品の使用促進 など



#### 困ったときには申請を！

##### 給付金等

- マイナ保険証を利用した受診ができないとき
- 病気やケガで4日以上仕事を休んだとき
- 出産するとき など





## 第6期保険者機能強化アクションプラン

### 加入者・事業主の皆さまの安心と健康のために

2024年度から2026年度にわたる3年間の中期計画として、「第6期保険者機能強化アクションプラン」を策定し、加入者の健康度の向上及び医療費の適正化を目指します。特に、業務品質の向上、業務改革の実践及びDXの推進、データ分析を通じて得られたエビデンスに基づき、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した連携・協力による事業展開の充実・強化を図ります。

協会けんぽは、

6つのポイントに重点的・集中的に取り組み、  
皆さまの健康を支えます。

#### 1 健診・保健指導の推進

生活習慣病の早期発見のため、健診を実施します。また、健診結果をもとに、生活習慣病の予防につなげられるよう、生活習慣の改善が必要な方には、保健師等が皆さまの生活に寄り添った丁寧な特定保健指導を実施します。

- 【目標】
- ・健診実施率を65.7%以上とします
  - ・特定保健指導実施率を26.8%以上とします



#### 4 DXの推進

DX(デジタルトランスフォーメーション)に対応すべく、マイナ保険証の推進や制度に係る広報を実施します。

なお、2026年1月から電子申請を導入し、事務処理の効率化を推進しています。



#### 2 生活習慣病などの重症化予防

健診の結果、医療機関への受診が必要な方には、お手紙をお送りし、早期に受診いただくようご案内します。これにより、糖尿病や循環器疾患などの重症化予防に努めます。

- 【目標】
- ・健診受診月から10ヵ月以内に医療機関を受診した方の割合を対前年度以上とします



#### 5 医療資源の適正使用、意見発信

高齢化の進行等により増加する医療費の適正化を進め、皆さまの保険料負担を少しでも軽減できるよう、健康づくりのほか、ジェネリック医薬品等の使用促進や上手な医療のかかり方(不急の時間外受診を控える等)の啓発、データを活用したエビデンスに基づく効果的な意見発信を行います。

- 【目標】
- ・協会けんぽのジェネリック医薬品の使用割合を全支部で80%以上とします



#### 3 コラボヘルス

協会と事業所が連携して健康づくりに取り組みます(コラボヘルス)。事業所ごとの健康状態がわかる「事業所カルテ」をお渡しし、健康宣言を通じて、事業所における健康づくりをサポートします。また、データ分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題に着目した実効性のある働きかけを加入者の皆さまに行います。

- 【目標】
- ・健康宣言事業所数を110,000事業所以上とします



#### 6 効率化によるサービスの向上

国際化の視点からの対応を進めつつ、より一層の業務の効率化を図ることで、加入者の皆さまに必要なサービス(傷病手当金、出産手当金等)を迅速かつ確実に提供します。

- 【目標】
- ・傷病手当金、出産手当金等を、申請受付から10営業日以内にお支払いします





## 各種申請手続きが オンラインでもっと手軽に



2026年  
1月13日  
スタート

これからは、**電子申請**がおすすめです。



4ステップで  
カンタン申請

ご利用可能時間  
平日 8時～21時

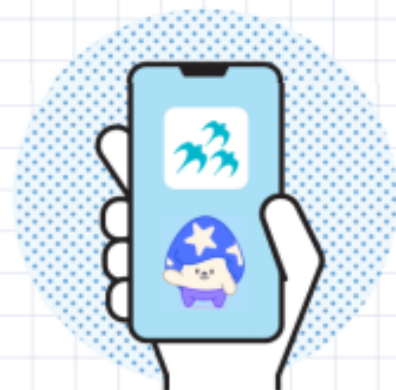
2026年1月26日スタート

## けんぽアプリをぜひご利用ください!

協会けんぽでは、すべての加入者様とつながる「けんぽアプリ」をリリースしました。

けんぽアプリからも電子申請を利用できるほか、あなたの健康に役立つ情報もお届けします。

今後便利な機能も実装予定ですので、この機会にけんぽアプリをぜひご利用ください!



インストールはこちらから

Android



iOS



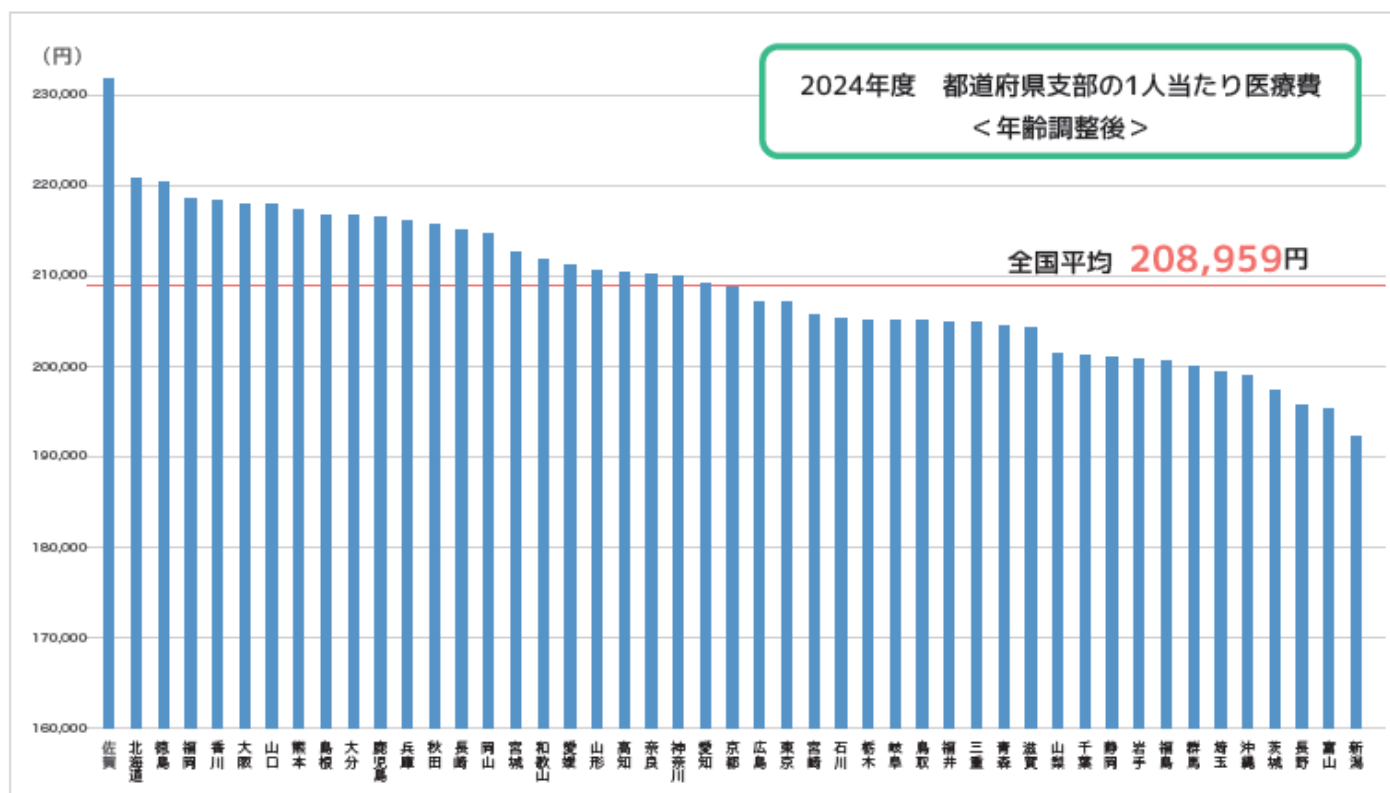
## 皆さまの取組が保険料率に反映されます

### 都道府県単位保険料率とは？

協会けんぽでは、都道府県支部ごとに保険料率を設定しています。

### なぜ都道府県支部ごとに差があるの？

都道府県単位保険料率は、都道府県支部ごとの年齢構成や所得水準の差等を調整した上で、当該都道府県支部の加入者1人当たりの医療費に基づいて算出されています。一人ひとりが上手な医療のかかり方をすれば、医療費の伸びを抑えることができ、ひいては保険料率の伸びを抑えることにつながります。



Check

### インセンティブ制度

協会けんぽには、加入者・事業主の皆さまの取組を保険料率に反映させるインセンティブ制度があります。この制度は、5つの指標に基づき、支部をランク付けし、上位の支部は保険料率が引き下げられる制度です。

◎5つの指標

1

特定健診等の  
実施率

2

特定保健指導の  
実施率

3

特定保健指導  
対象者の  
減少率

4

医療機関への受診動向基準に  
おいて速やかに受診を要する者  
の医療機関受診率

5

ジェネリック  
医薬品の  
使用割合

## 第2章

---

# 保健事業 について

# 事業主の皆さまとの連携で従業員の健康を守る

## なぜ、事業所全体で健康づくり？

超高齢社会となった日本では、従業員の平均年齢の上昇によって、生活習慣病等の疾病リスクが増加し、また体調不良による労働生産性の低下も懸念されます。

こうした中、事業所全体で「健康づくり」に取り組み、従業員の健康保持・増進を図ることが今まで以上に求められています。

また、「健康づくり」に取り組むことで、事業所にも様々な効果が生まれます。

協会けんぽでは、事業主の皆さまに職場の健康づくりに取り組むことを宣言していただくとともに、職場で周知していただき、事業所と協会けんぽが連携して、職場の健康課題の解決等に取り組む「健康宣言」を積極的に推進しています。



“従業員の健康増進と活力向上”

“組織の活性化や生産性の向上”

“優秀な人材の獲得や人材の定着率の向上”

“企業の業績や価値の向上”

従業員の健康保持・増進のための投資は、事業所にとって、大きな財産となります。



## 健康宣言とは？

「健康づくり」の基本は、①健診を受けていただき、健康状態を把握すること、②生活習慣の改善が必要な方は健康サポート（特定保健指導）を利用していただき、生活習慣を見直すこと、③医療機関への受診が必要な方は、早期に医療機関へ受診していただくこと、です。

健康宣言は、事業所全体で「健康づくり」に取り組むことを事業主の皆さまに宣言いただき、その取組を協会けんぽがサポート・フォローアップする仕組みとなっており、協会けんぽと事業所とが協働・連携することによって、加入者（従業員）の健康の保持・増進を図ることを目的とする取組（コラボヘルス）です。



## どんなことを宣言するの？

事業主の皆さまには、以下のことを宣言して健康づくりに取り組んでいただけます。

- 「健診の受診率」および「特定保健指導の実施率」を宣言項目とします。
- 宣言項目については、できる限り重点的かつ定量的な（数値を含んだ）宣言項目とします。
  - ➔ “健診の受診率を〇%にする” “特定保健指導の実施率を〇%以上”など、具体的な目標を掲げて健康づくりに取り組んでいただきます。
- 「身体活動・運動」、「栄養・食生活」、「休養・睡眠」、「たばこ」、「アルコール」等の分野のうち、1つ以上選択して、宣言項目とします。
  - ➔ 達成できるという満足感を抱きながら、継続的に実践可能な項目を選択することをおすすめしています。

事業主・労務管理担当者のみなさまへ

# かごしま健康企業宣言を はじめましょう!

～企業をあげて健康づくりに取り組みましょう～

協会けんぽ鹿児島支部は、「かごしま健康企業宣言」を通じて、  
事業所さまの健康づくりや健康経営®の実践を支援しています。



## 健康経営®とは

従業員の健康を大事な経営資源と捉え、  
戦略的に健康づくりを実践する経営手法のことです!

健康経営に取り組むことは今いる従業員を守るだけでなく、  
新たな人材獲得にもつながります。

企業や従業員みなさまの健康のため、できることからはじめてみませんか?

※健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

エントリーシート等はこちら →



はじめよう! かごしま健康企業宣言!

# FAX送信票

協会けんぽ鹿児島支部 宛て 099-252-7501

健康保険委員の登録申し込みは、下記事項を記入のうえ、本紙をそのままFAXしてください。

2名以上のご登録の場合は、コピーしてご利用ください。

その他、ご不明な点がございましたら下記連絡先へお問い合わせください。

## 健康保険委員 登録 申込書 兼 「同意書」

(※1)  
「記号」「番号」は、右のイラストを参考に確認願います。

資格情報のお知らせ		健康保険 資格認定書					
記号	12345678	番号	1234567	扶養	12	本人(被保険者)	00111
氏名	協会 太郎	氏名	協会 太郎	記号	12345678	番号	1
生年月日	平成元年1月1日	生年月日	平成 元年 5月 10日	氏名	協会 太郎	記号	12345678
資格取得年月日	令和2年1月1日	性別	男	生年月日	平成 元年 5月 10日	番号	1
保険者番号	12345678	資格取得年月日	令和 6年 12月 2日	性別	男	記号	12345678
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部	生年月日	令和 11年 11月 30日	資格取得年月日	令和 6年 12月 2日	番号	1
		保険者番号	999999999	生年月日	令和 11年 11月 30日	記号	12345678
		保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部	資格取得年月日	令和 6年 12月 2日	番号	1
		保険者所在地	○○市○○町○○番地	生年月日	令和 11年 11月 30日	記号	12345678

記号(※1)		番号(※1)	
役職(いずれかに○)	総務担当者・事業主・その他 ( )		
(フリガナ)			
氏名			
生年月日	S	H	年 月 日
電話番号	— —		
メールアドレス	@		

- ※ 事業所・個人どちらのメールアドレスでも構いません。
- ※ 健康保険に関する各種情報・旬の情報・健康づくりのヒントなどを毎月1回配信しています。協会けんぽからの各種広報物の中でも、いち早く情報をお届けできるオスメ広報媒体です。ぜひアドレスの記入をお願いいたします。
- ※ 二次元コードのメールマガジン「利用規約」をご覧ください、同意のうえでご記入ください。



### 事業主様 同意欄

上記の者が委嘱されることに同意します。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名



全国健康保険協会 鹿児島支部

企画総務グループ 電話099-219-1734(代表)  
<平日8:30~17:15>

(R8.4 HP掲載用)



# 生活習慣病予防健診等 [対象年齢の被保険者(ご本人)の皆さまが対象]

## 年に1回、忘れずに！ 令和8年度から人間ドック健診等を追加しました

### 健診は必要？

糖尿病などの生活習慣病は、早期には自覚症状がなく、症状が現れたときにはすでに進行しているというケースが少なくありません。

健診を受けることで、**自分自身の生活習慣を見直し、改善に取り組むきっかけとなります。**また、**早期に病気を発見し、早期治療につなげることができます。**



### 生活習慣病予防健診とは？

生活習慣病予防健診とは、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした血液検査や尿検査、がん検診等、被保険者(ご本人)に受けていただく健診です。年度内にお一人様につき1回、健診費用の一部を補助します。

※受診時に被保険者であることが必要です。 ※当年度で75歳を迎える方は、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。



### 生活習慣病予防健診で何を調べるの？

項目	検査の内容	項目	検査の内容
血圧測定	血圧を測り、循環器系の状態を調べます	心電図検査	不整脈や狭心症等の心臓に関わる病気を調べます
尿検査	腎臓、尿路の状態や糖尿病等を調べます	胸部エックス線検査	肺や気管支の状態を調べます
便潜血反応検査	大腸からの出血を調べます	胃部エックス線検査	食道や胃、十二指腸の状態を調べます
血液検査	動脈硬化、肝機能等の状態や糖尿病、痛風等を調べます		



### どんな健診を受けられるの？

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
一般健診	血液検査や尿検査などの一般的な検査に胃、大腸、肺のがん検診を加えた健診です。 ※35歳～39歳の方は、胃・大腸のがん検診を省略できます。	35歳～74歳 (75歳の誕生日の前日まで受診可)	最高5,500円
	医師が必要と判断した場合に限り、眼底検査を併せて受診可能です。		最高80円
	問診の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×喫煙年数)が600以上の方のうち希望者は、喀痰検査を併せて受診可能です。		最高590円
子宮頸がん検診 (単独受診)	子宮の入り口(子宮頸部)の細胞を調べ、がんやその前段階の異常の早期発見を目的とした検診です。	20歳～38歳の偶数年齢の女性の方	最高990円
一般健診 (若年)	一般健診の項目から胃・大腸の検査を省略した、若年者用の健診です。	20歳、25歳、30歳の方	最高2,500円
節目健診	一般健診の検査項目に尿の詳しい検査や腹部超音波、眼底検査などを加えた、5年に1度受診できる、より詳細な健診です。	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方	最高8,280円

◎一般健診・節目健診に追加できる検診・検査（単独受診はできません）

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
骨粗鬆症検診	問診や骨の中にあるカルシウムやマグネシウム等の成分量を測定することで、骨粗鬆症の予防と早期発見を目的とした検診です。	一般健診・節目健診を受診する 40歳～74歳の偶数年齢の女性の方	最高 1,390円
子宮頸がん検診	子宮の入り口（子宮頸部）の細胞を調べ、がんやその前段階の異常の早期発見を目的とした検診です。	一般健診・節目健診を受診する 36歳～74歳の偶数年齢の女性の方 ※36歳、38歳の女性は子宮頸がん検診の単独受診も可 ※20歳、30歳の女性は一般健診（若年）に追加受診も可	最高 990円
乳がん検診	乳房のエックス線撮影（マンモグラフィ）で、しこりなどの異常の早期発見を目的とした検診です。	一般健診・節目健診を受診する 40歳～74歳の偶数年齢の女性の方	50歳以上 最高 980円 40歳～48歳 最高 1,700円
肝炎ウイルス検査	血液検査でB型肝炎とC型肝炎の感染の有無を調べる検査です。	一般健診・節目健診を受診する方のうち、 過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方	最高 540円

## 人間ドック健診とは？

一般健診の検査項目に血液の詳しい検査や眼圧検査、医師による健診結果の説明などを加えた、より詳しく体の状態を調べることができる、検査項目が1番多い健診です。

対象者	自己負担額
35歳～74歳の方 (75歳の誕生日前日まで受診可)	健診機関へお問い合わせください。 (協会補助額は1人当たり最高25,000円)

## 生活習慣病予防健診等がさらに充実しました！

協会けんぽでは、加入者の皆さまがこれからもいきいきとした毎日を送れるよう、日ごろから健康づくりを意識し、病気の予防につなげていただくことを目的に、令和8年4月から「人間ドック健診」のほか、生活習慣病予防健診では、「節目健診」、「骨粗鬆症検診」を追加しました。

また、就労などにより生活習慣が変わりやすい20代の方にも早い時期から健康を意識した生活を送っていただけるよう、同じく令和8年4月から生活習慣病予防健診に「一般健診（若年）」を追加しました。

ぜひこの機会にご利用いただき、日々の健康づくりにお役立てください。

加入者・事業主の皆さまへ



けんぽともっと!健康をもっと!

# 協会けんぽの 健診がさらに手厚く、新しく!

＼ 令和8年4月スタート! / ※被保険者が対象

もっと! 1

35歳以上の方は  
人間ドック健診に  
最高25,000円の  
補助!

もっと! 2

35歳以上の方に加え  
20、25、30歳の方も  
生活習慣病予防健診  
の対象に!

もっと! 3

40歳以上の女性に  
骨粗しょう症検診を  
開始!



より良い健康を形づくる新たなピース!  
現役世代の皆さまをより力強くサポートする  
新しい健診が始まります。

令和9年度からは、これらの健診がすべて被扶養者も対象となります。

詳しくは [協会けんぽ 健診](#)



## 定期健康診断の実施で終わっていませんか？

### 事業者健診結果データの提供とは？

事業主の皆さまは、労働安全衛生法に基づき、従業員に対して、定期健康診断（事業者健診）を実施しなければならないとされていますが、定期健康診断の実施だけで終わっていませんか？

「生活習慣病予防健診等」（P.25参照）を利用されない場合は、事業者健診結果データをご提供ください。提供いただくことで、以下のメリットがあります。

※事業者健診結果データを協会けんぽにご提供いただくことは、法律により定められています。事業主の皆さまが、個人情報の提供について、法的な責任を問われることはありません。



### 事業者健診結果データを提供するメリットは？

- 健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等によるメタボリックシンドロームの状態を改善するための健康サポート（特定保健指導）が受けられます。
- 「事業所カルテ」（P.24参照）に事業者健診結果データを反映させることが可能となり、より実態に沿った事業所の健康状態を把握することができます。
- マイナンバーカードによる保険証利用の登録をされた方は、マイナポータル上でご自身の健診結果を閲覧できます。

### 事業者健診結果データを提供する対象者は？

- 事業者健診を受診された協会けんぽ加入者

※当年度で75歳を迎える方は、誕生日の前日までに受診を終えた方が対象です。 ※生活習慣病予防健診等（P.25参照）を受診した方はご提供いただく必要はありません。

### 事業者健診結果データを提供する方法は？

- 1 事業者健診を健診機関にお申込みの際、「健診機関が協会けんぽに健診結果を提供する」旨を含んだ契約をお願いします。
- 2 1の契約を行わない場合は「健診機関が協会けんぽに健診結果を提供する」ための依頼文書（提供依頼書）を協会けんぽもしくは健診機関へご提出をお願いします。
- 3 健診受診時に資格情報のお知らせ等の記号番号がわかるものをお持ちいただくよう、従業員の皆さまに説明をお願いします。

事業主の皆さまに代わり、健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、あらかじめ契約の中で取り決める、もしくは依頼することにより、事業主の皆さまのお手を煩わせることなく、健診機関から協会けんぽに直接健診結果データが提供されます。



データ提供に関してご不明な点がある場合は、支部にお問い合わせください。



### 健診を受けた後はどうするの？

健診を受けた後、健診結果をご確認いただき、生活習慣の改善が必要な方は、適度な運動やバランスの良い食事、禁煙等の生活習慣の見直しに取り組むことが大切です。

生活習慣の改善が必要な方には、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等が寄り添い、生活習慣の見直しに向けた取組をサポートいたしますので、ぜひ健康サポート(特定保健指導)を利用していただくようお願いいたします。

### 特定保健指導とは？

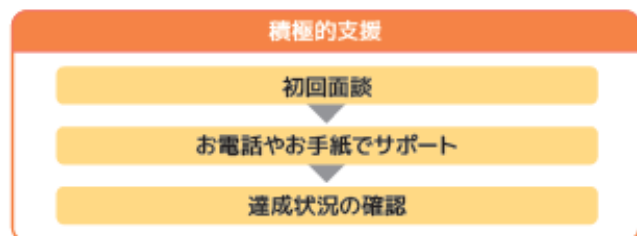
健診を受けた結果、「メタボリックシンドローム」のリスクのある40歳から74歳までの方を対象に行う健康サポートです。

特定保健指導では、自らの健診結果を理解して体の変化に気づき、生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定・実践するなど、自らの健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、保健師または管理栄養士等が寄り添ってサポートいたします。

特定保健指導には、メタボリックシンドロームのリスクが比較的低い方が対象となる「動機付け支援」と高い方が対象となる「積極的支援」の2種類があります。

メタボリックシンドロームの状態を放置していると、肥満、高血圧、高血糖、脂質異常それぞれが軽度でも、リスクが重なることにより、動脈硬化などが急速に進み、脳血管疾患や心疾患等の病気になる危険度が高くなります。(P.21 参照)

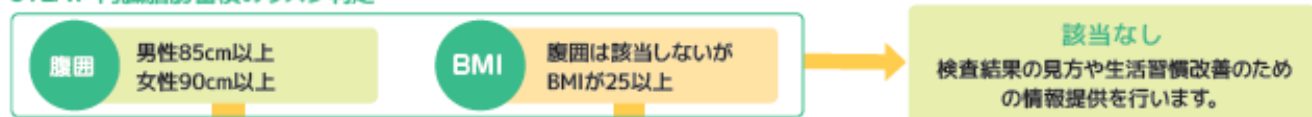
#### ●特定保健指導のイメージ図



### 動機付け支援、積極的支援の対象はどのように決まるの？

以下のフローチャートのとおり、内臓脂肪蓄積や追加リスク数によって動機付け支援か積極的支援かが決まります。

#### STEP.1 内臓脂肪蓄積のリスク判定



#### STEP.2 追加リスク数の判定

血圧	収縮期血圧値(上の血圧) 130mmHg以上、または拡張期血圧値(下の血圧) 85mmHg以上
脂質	空腹時中性脂肪値150mg/dL以上(やむを得ない場合は随時中性脂肪値175mg/dL以上) またはHDLコレステロール値40mg/dL未満
血糖	空腹時血糖値(やむを得ない場合は随時血糖値) 100mg/dL以上、またはHbA1c5.6%(NGSP値)以上
喫煙	上記3つのうち1つでも当てはまる方はカウントされます

該当する項目数

特定保健指導の対象者となります

該当する項目数

**腹囲** 1つ 動機付け支援  
2つ以上 積極的支援

**BMI** 1つか2つ 動機付け支援  
3つ以上 積極的支援



## 第3章

---

# 増加する医療費を 抑えるための 取組について





## 医療費適正化の取組

# 増加する医療費を抑えるために自分にできること

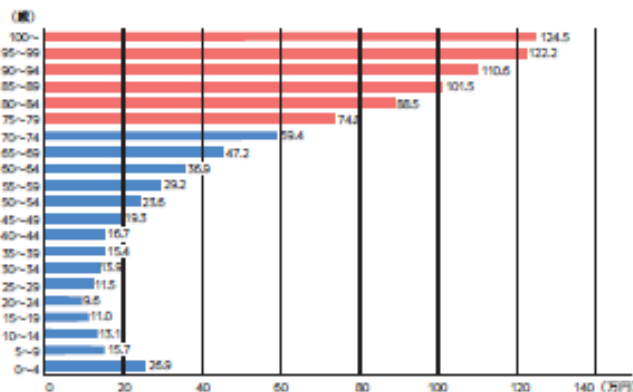
## わが国における医療費

日本の1人当たり医療費は年齢を重ねるごとに高くなる傾向があります。2025年に団塊の世代全員が75歳以上となり、2040年に65歳以上の人口がピークを迎えることで、**国全体の医療費は、今後も増加していくことが見込まれています**。一方、生産年齢人口(15歳から64歳まで)は、2040年までに急激に減少していきます。

協会けんぽでも、加入者の平均年齢の上昇や高額な薬剤の登場など医療の高度化、物価高騰や賃上げの影響等により、**医療費(保険給付費)の継続的な増加が見込まれます**。また、協会けんぽの支出の約3分の1は、高齢者の方々の医療費に拠出していますが、その額も高い水準で推移することが想定されます

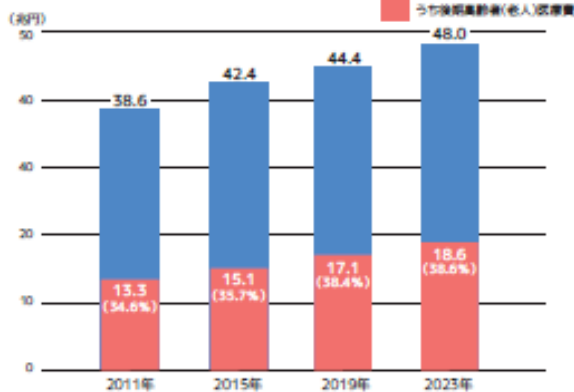
このような状況でも、医療保険制度を維持し、未来につないでいくためには、**医療費を抑える取組を一人ひとりが実践していく必要があります**。

### ●年齢別1人当たり医療費



出典:「医療給付実態調査報告」(厚生労働省)および「人口推計(2023年(令和5年)10月1日現在)」(総務省)より作成した2023年度の数値

### ●国全体の医療費(国民医療費)



※( )内は後期高齢者(老人)医療費の国民医療費に占める割合  
出典:「令和5(2023)年度 国民医療費」(厚生労働省)より作成

## 一人ひとりにできることがあります

### ● STOP はしご受診

同じ病気やケガで複数の医療機関を受診することを「はしご受診」といいます。

はしご受診は、受診のたびに初診料や同じような検査料等がかかり、検査による体への負担や医療費がかさみます。また、同じような作用の薬を毎回処方されることによる薬の重複や複数の薬の飲み合わせにより、副作用等を引き起こす場合もあります。

「はしご受診」とならないためにも、日常的に治療の不安や疑問を伝えられる「かかりつけ医」を持ちましょう。

### ● 緊急時以外は平日昼間に受診しよう

本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。休日や夜間の自己都合による安易な受診は、自己負担の増加だけでなく、医療スタッフの負担になるとともに本来に治療が必要な方の治療の機会を奪うことになりかねません。やむを得ない場合以外は、診療時間内に受診するようにしましょう。

休日や時間外に受診すると、加算がついて自己負担が増えます。

	(3割負担の場合)	
	同じ医療機関を3回受診した場合	3つの医療機関をはしご受診した場合
1回目	初診料 870円 +検査料等	初診料 870円 +検査料等
2回目	再診料 230円	初診料 870円 +検査料等
3回目	再診料 230円	初診料 870円 +検査料等
1~3回目 の合計	初診・再診料 <b>1,330円</b> +検査料等×1	初診・再診料 <b>2,610円</b> +検査料等×3

		(3割負担の場合)		
		医療機関		薬局
		初診料	再診料	-
休日加算	日・夜	+750円	+570円	調剤料の1.4倍を加算
時間外加算	おおむね8時前と10時以降、土曜日は8時前と12時以降	+260円 (+690円)*	+200円 (+540円)*	調剤料と同額を加算
深夜加算	22時~翌6時	+1,440円	+1,260円	調剤料の2倍を加算

※( )内は救急病院などの場合の額です

## 「かかりつけ医」「かかりつけ薬剤師・薬局」を持とう!

「かかりつけ医」とは、日常的な病気の診断や健康管理などができる身近な医師のことです。

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、病歴、体質、生活習慣等を把握・理解した上での治療やアドバイスを受けられます。
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、適切な大病院や専門医を紹介してもらうことができるので安心です。
- 紹介状なしで大学病院等の大病院を受診すると、診察料に加えて7,000円以上の特別料金がかかります。金額面だけでなく、大病院に軽症患者が集中することで、本来担うべき重篤な患者への対応や救急医療などに支障が生じるため、大病院への受診は「かかりつけ医」から紹介状をもらって受診しましょう。



「かかりつけ薬剤師・薬局」とは、一人ひとりの服薬状況を把握し、くすりの飲み合わせや副作用などの相談ができる薬剤師・薬局のことです。

- 使用しているくすりの情報を把握し、くすり効いているか、副作用がないか、残薬の状況などを継続的に確認します。
- 複数の疾患を抱え、複数の医療機関にかかって、くすりが処方されている場合でも、かかりつけ薬剤師・薬局で調剤されることで、くすりの重複や飲み合わせに問題がないか、確認してもらえます。
- 休日や夜間など薬局の開局時間外も、電話でくすりの使い方や副作用等、くすりに関する相談をすることができるので安心です。



### 「ポリファーマシー」って聞いたことがありますか？

多くのくすりを服用しているために、副作用を起こしたり、きちんとくすりが飲めなくなったりしている状態をいいます。そのような場合には、医師や薬剤師に相談するとともに、そうならないためにも「かかりつけ医」や「かかりつけ薬剤師・薬局」を持ちましょう。

詳しくは、一般社団法人くすりの適正使用協会のウェブページをご覧ください▶



## 医療機関や薬局での自己負担軽減のためにジェネリック医薬品を選ぼう

医療機関等から処方される薬は、先発医薬品とジェネリック医薬品に分けられます。

協会けんぽでは、加入者の皆さまの自己負担の軽減や医療保険財政にも効果をもたらすことからジェネリック医薬品の使用を促進しています。

### 先発医薬品と同等の効果

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、効果や安全性が同等と国から認められています。

### 先発医薬品と比べ自己負担が軽い

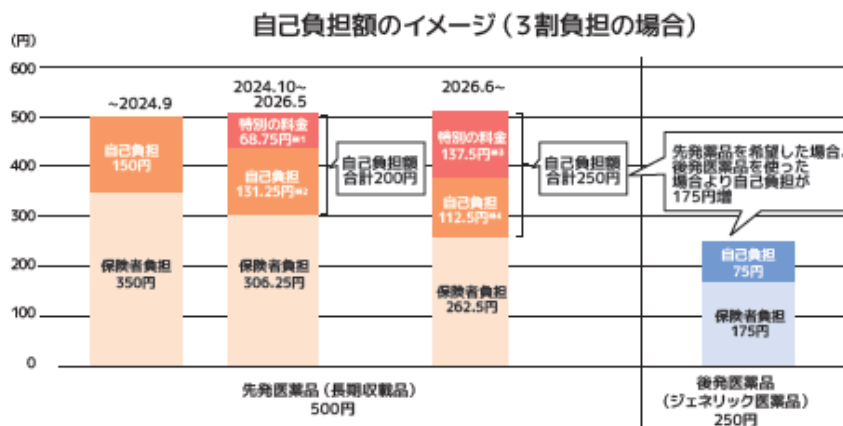
ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間が過ぎた後に同じ有効成分を利用することから、開発コストが抑えられるためお薬代が安価になります。



先発医薬品を希望する場合は自己負担が増えます。

例：250円のジェネリック医薬品がある500円の先発医薬品（長期収載品）を希望した場合

	～2024.9	2024.10～2026.5	2026.6～
自己負担額	150円	200円	250円
特別の料金	無し	68.75円	137.5円



- ※1 (500円-250円)×1/4=62.5円⇨62.5円×1.1(消費税) = 68.75円
- ※2 500円-62.5円(特別の料金(税抜)) = 437.5円⇨437.5円×0.3 = 131.25円
- ※3 ※1同様(1/4→1/2へ変更して計算)
- ※4 ※2同様(※3の結果を用いて計算)

## OTC薬（市販薬）の使用によりセルフメディケーションを実践しよう！

OTC医薬品（OTC薬）とは、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる市販薬のことです。

風邪や腹痛、花粉症、腰痛や肩こりなどの軽い病気の症状緩和などにOTC薬（湿布含む）をうまく活用することで、自分の健康は自分で守る「セルフメディケーション」を実践しましょう。

鹿児島支部  
公式  
キャラクター



と学ぼう！シリーズ動画配信中



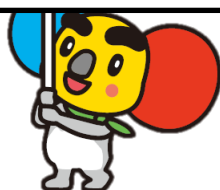
動画はこちら▶



動画はこちら▶



動画はこちら▶



## 第4章

---

# 健康保険の 給付金等 について



電子申請対象

- 高額療養費支給申請書
- 高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- 年間の高額療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書



## 高額療養費

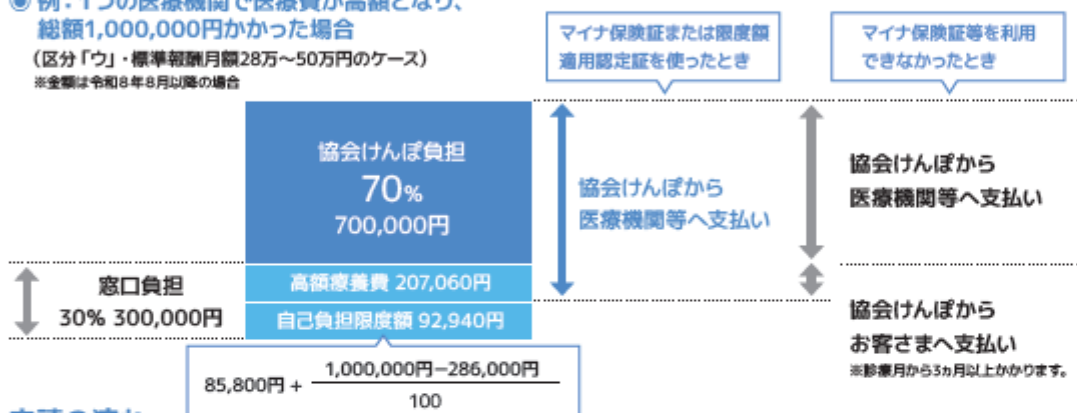
# 突然のケガや入院等で高額な医療費を支払ったとき

### 高額療養費とは？

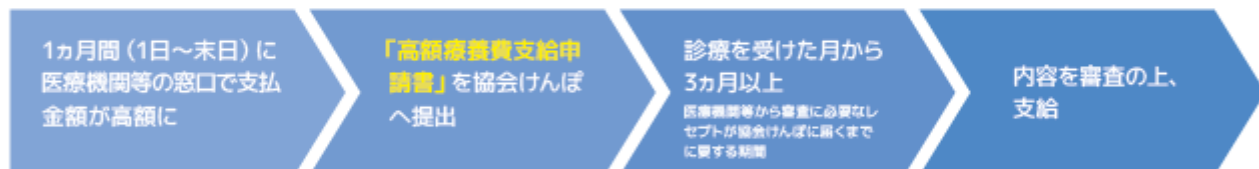
同一の月に医療機関等で支払った一部負担（自己負担）額が高額になり、自己負担限度額を超えたときは、申請することで、その超えた分が後日「高額療養費」として払い戻されます。

医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、マイナ保険証をご利用いただくか、限度額適用認定証（P.51参照）を医療機関等に提示する方法が便利です。

- 例：1つの医療機関で医療費が高額となり、総額1,000,000円かかった場合  
（区分「ウ」・標準報酬月額28万～50万円のケース）  
※金額は令和8年8月以降の場合



### 申請の流れ



※月をまたいだ場合は月ごとに申請書が必要  
例：1/15～2/15入院→1月と2月それぞれ申請が必要



### 自己負担額を計算する際の注意点は？

- 1か月単位（1日から末日）で計算  
例えば、1月10日から2月10日まで診療を受けた場合、1月10日～1月31日と2月1日～2月10日まででレセプトが2件となり、それぞれのレセプトごとに計算します。
- 受診者ごとに計算 ● 医療機関ごとに計算 ● 医科・歯科別で計算
- 入院と通院は分けて計算  
同じ医療機関でも入院と通院は分けて計算します。通院にかかる院外調剤分は通院分に合計します。医療機関受診日と薬局での調剤日の月が異なる場合は分けて計算します。
- 保険適用分が対象  
食事代、差額ベッド代等は対象外です。

複数の医療機関等での診療分、同一世帯の他の受診者分を合算する場合の計算

- 〈70歳未満の方〉  
自己負担が21,000円以上の分のみ合算できます。
- 〈70歳以上75歳未満の方〉  
すべて合算できます。

### 高額療養費の対象となる負担・対象とならない負担

対象となる負担	対象とならない負担
<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養の給付の一部負担金</li> <li>・保険外併用療養費の自己負担額相当額</li> <li>・療養費の自己負担額相当額</li> <li>・訪問看護療養費の基本利用料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時食事療養費標準負担額</li> <li>・保険外併用療養費に係る自費負担分</li> <li>・入院時生活療養費標準負担額</li> <li>・訪問看護に係る保険外利用料</li> </ul>

## 自己負担限度額（払い戻しの基準額）について

## ① 年齢・被保険者の所得区分によって自己負担限度額は変わります

## ● 70歳未満の方（表I）

○ 内は多数回該当の場合

令和8年8月以降の場合

○ 内は多数回該当の場合

被保険者の所得区分		自己負担限度額
ア	83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (140,100円)
	イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (93,000円)
ウ	28万~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (44,400円)
エ	26万円以下	57,600円 (44,400円)
オ	低所得者 <sup>※</sup>	35,400円 (24,600円)

被保険者の所得区分		自己負担限度額
ア	83万円以上	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% (140,100円)
	イ	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% (93,000円)
ウ	28万~50万円	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% (44,400円)
エ	26万円以下	61,500円 (44,400円)
オ	低所得者 <sup>※</sup>	36,900円 (24,600円)

※被保険者が住民税の非課税者で、かつ、区分ア、イに該当しない方

## ● 70歳以上75歳未満の方（表II）

○ 内は多数回該当の場合

令和8年8月以降の場合

○ 内は多数回該当の場合

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		個人ごと（通院）	世帯ごと（入院を含む）
現役並み所得者	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (140,100円)	
	53万~79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (93,000円)	
	28万~50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (44,400円)	
一般（標準報酬月額26万円以下）		18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 (44,400円)
低所得者 <sup>※1</sup>		8,000円	24,600円
低所得者 <sup>※2</sup>			15,000円

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		個人ごと（通院）	世帯ごと（入院を含む）
現役並み所得者	標準報酬月額83万円以上	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% (140,100円)	
	53万~79万円	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% (93,000円)	
	28万~50万円	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% (44,400円)	
一般（標準報酬月額26万円以下）		22,000円 (年間上限21.6万円)	61,500円 (44,400円)
低所得者 <sup>※1</sup>		11,000円 (年間上限9.6万円)	25,700円 (24,600円)
低所得者 <sup>※2</sup>		8,000円	15,700円

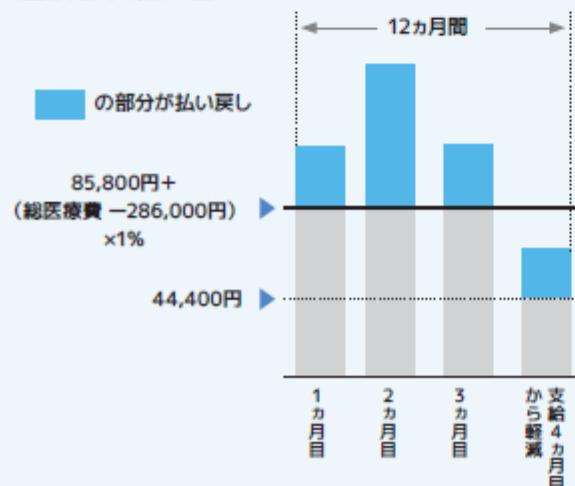
※1 被保険者が住民税の非課税者で、かつ、現役並み所得者に該当しない方

※2 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方

② 「多数回該当」の場合は自己負担限度額が軽減  
高額療養費の申請月以前の直近1年間に、同一世帯で高額療養費の支給を受けた月数の合計が3ヵ月以上ある場合、4ヵ月目からは自己負担限度額が軽減されます。

## 〈標準報酬月額28万~50万円の場合〉

※金額は令和8年8月以降の場合



## ③ 受診者に「70歳未満の方」と「70歳以上75歳未満の方」がいる世帯の場合

(以下の①、②、③を比べて支給額が一番高くなる金額で支給します)

- 70歳以上75歳未満の加入者の個人ごとの通院自己負担額について、表IIの自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。
- 70歳以上75歳未満の加入者について、通院と入院の自己負担額を合計し、表IIの世帯ごとの自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。
- ②の計算後なお残る70歳以上75歳未満の世帯ごとの自己負担額と70歳未満の加入者の自己負担額<sup>※</sup>を合計し、「表Iの自己負担限度額」を超えた分が払い戻されます。

※自己負担額が、21,000円以上の分のみ



# 傷病手当金

## 病気やケガで4日以上仕事を休んだとき

### 傷病手当金とは？

被保険者が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金です。病気やケガで4日以上仕事に就けなかったときは、「傷病手当金支給申請書」に事業主と療養担当者（医師等）の証明を受け、協会けんぽに提出してください。



### 申請の流れ



### 傷病手当金が支給される条件は？

傷病手当金は、次の①～④の条件をすべて満たしたときに支給されます。

- ① **仕事とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること**  
業務災害・通勤途中のケガについては、労災保険へご請求ください。
- ② **それまで就いていた仕事に就くことができないこと**  
療養担当者（医師等）の意見等をもとに判断されます。
- ③ **4日以上仕事に就けなかったこと**  
(連続する3日間の休業を含む)  
病気やケガの療養のために連続して3日間仕事を休んだ後(待期間 ※右図参照)、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待期間には有給休暇、土・日・祝日等の公休日を含みます。
- ④ **休んだ期間について給与の支払いがないこと**  
(手当等、一部でも給与支給があれば減額されます)  
給与が全額支払われている場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、給与の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。

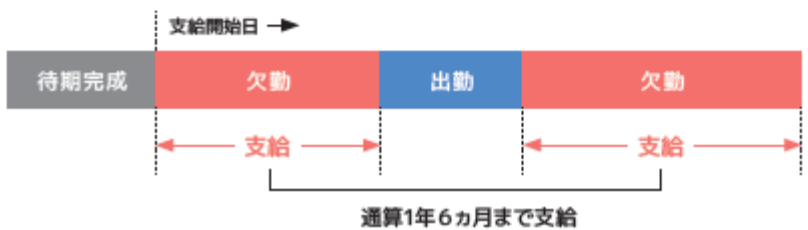


待期間は有給・公休（土・日・祝日）等も含まれます。



### 傷病手当金が支給される期間は？

傷病手当金は支給が始まった日（支給開始日）から支給期間（実際に支給された期間）を遡算して1年6か月の期間を限度として、支給されます。

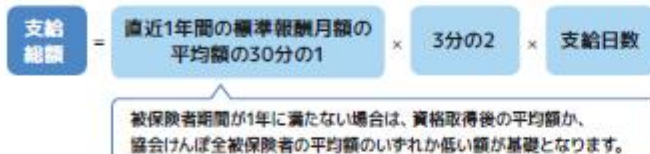




## 傷病手当金の支給額は？

傷病手当金の1日あたりの支給額は、「傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の協会けんぽの被保険者期間（任意継続の期間を含む）で継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額」です。給与や手当が支払われている場合は、支給額から差し引かれ、支給額以上の給与や手当が支払われているときは、その間、不支給となります。

※支給開始日は、最初に傷病手当金が支給された日をいいます。



### 傷病手当金の1日あたり支給額例

- ① 傷病手当金の支給開始日：令和6年2月15日
- ② 標準報酬月額  
令和5年3月～8月まで16万円  
令和5年9月～令和6年2月まで18万円
- ③ ②の額を平均した額  
(16万円×6+18万円×6)÷12=17万円
- ④ ③の額の30分の1に相当する額  
17万円÷30=5,670円(10円未満四捨五入)
- ⑤ 傷病手当金の1日あたり支給額  
5,670円×3分の2=3,780円(1円未満四捨五入)



## 退職などで資格を喪失した場合はどうなりますか？

下記の①～⑤の要件をすべて満たす場合のみ、退職後も引き続き傷病手当金の支給を受けることができます。支給できる期間は支給期間を遡算して1年6ヵ月です。ただし、下記⑥のとおり喪失後の支給期間は継続している必要があります。

任意継続被保険者である期間中に発生した病気・ケガについては、傷病手当金は支給されません。

- ① 資格を喪失した日の前日（退職日等）までに、1年以上の継続した健康保険の被保険者期間（任意継続の期間を除く）があること（協会けんぽや健康保険組合の加入期間を含み、国民健康保険等は含みません）
- ② 資格を喪失した日の前々日（退職日の前日）までに連続して3日以上休業し、資格を喪失した日の前日（退職日等）も休業していること
- ③ 失業給付を受けていないこと（併給不可。失業給付は働くことができる方に対する給付です）
- ④ 同一の傷病により、資格喪失後も引き続き療養のために労務不能であること
- ⑤ 労務不能期間が継続していること（断続しての支給はできません）
- ⑥ 任意継続被保険者である期間中に発生した病気・ケガについては、傷病手当金は支給されません。

Check

## 傷病手当金の金額が調整されるケース

以下の場合、傷病手当金の金額が調整されます。

- ① 給与・手当が支給されている場合
- ② 傷病手当金と同じ傷病等で障害厚生年金または障害手当金が受けられる場合
- ③ 退職後に老齢退職年金が受けられる場合
- ④ 労災保険から休業補償給付を受けているときに、業務外の病気やケガで仕事に就けなくなった場合
- ⑤ 出産手当金の支給を受けている場合

①～⑤の給付等の1日あたりの金額が

傷病手当金の1日あたりの金額より低い場合

①～⑤の給付等の1日あたりの金額 < 傷病手当金の1日あたりの金額

1日あたりの金額の差額を計算して、傷病手当金が支給されます。

傷病手当金の1日あたりの金額より高い場合

①～⑤の給付等の1日あたりの金額 > 傷病手当金の1日あたりの金額

その期間の傷病手当金は支給されません。



## 出産手当金

電子申請対象  
● 出産手当金支給申請書

# 出産で仕事を休んだとき



## 出産手当金とは？

被保険者が出産のために仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金です。  
「出産手当金支給申請書」に事業主と医師等の証明を受け、協会けんぽに提出してください。

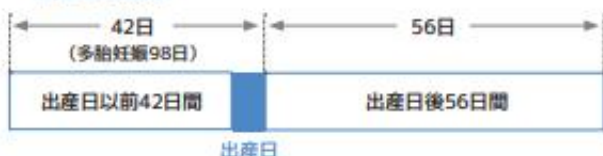
### 申請の流れ



## 請求できる期間は？

請求可能期間は、「出産日（出産が予定日後のときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合98日）」から「出産日後56日目」までの範囲内です。出産日は出産日以前の期間に含まれます。また、出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間についても出産手当金が支給されます。

### ● 出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合



申請可能期間 = 42日 (多胎妊娠98日) + 56日

### ● 出産予定日より遅れて出産した場合



申請可能期間 = 42日 (多胎妊娠98日) + α日 + 56日

### 出産手当金の支給額の計算方法

$$\text{支給総額} = \text{直近1年間の標準報酬月額} \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

平均額の30分の1

被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

### 傷病手当金を受けられるとき

傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額の支給を受けることができます。



## 退職などで資格を喪失した後も受け取れますか？

下記の①～③の要件をすべて満たす場合のみ、退職後も引き続き出産手当金の支給を受けることができます。

- ① 資格を喪失した日の前日（退職日等）までに、1年以上（任意継続被保険者※期間は除く）継続して被保険者であること（協会けんぽや健康保険組合の加入期間を含み、国民健康保険等は含みません。）
- ② 資格を喪失した日の前日（退職日等）に出勤していないこと
- ③ 資格を喪失した日の前日（退職日等）が出産手当金の請求可能期間中であること

※任意継続被保険者に対しては、資格喪失後の給付として支給される場合を除き出産手当金は支給されません。



# 出産育児一時金

電子申請対象

- 出産育児一時金支給申請書
- 出産育児一時金内払金支払依頼書

## 出産するとき



### 出産育児一時金とは？

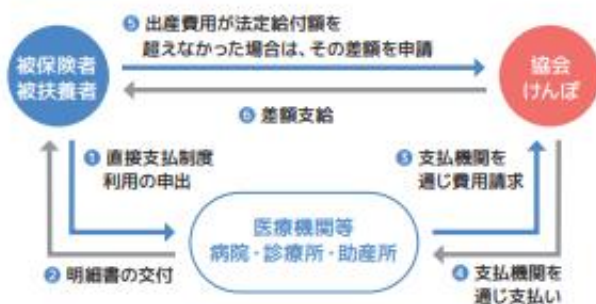
被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。



### 支給方法は？

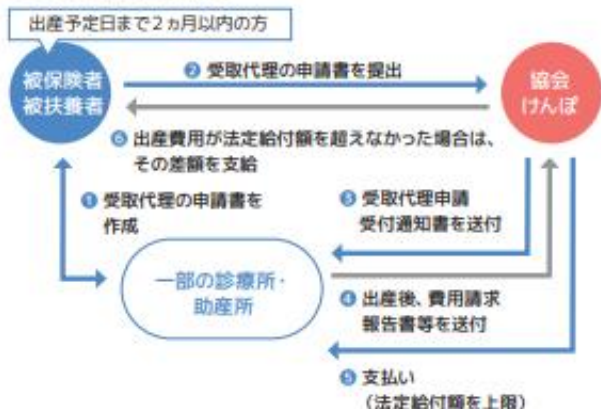
出産にかかる費用に「出産育児一時金」を充てることができるよう、協会けんぽから出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組み（直接支払制度）となっています。なお、直接、医療機関等に「出産育児一時金」が支払われることを希望しない方は、出産後に被保険者の方から協会けんぽに申請いただいた上で、出産育児一時金を支給する方法をご利用いただくことも可能です。また、厚生労働省へ届け出た医療機関等については、医療機関等が被保険者に代わって「受取代理」制度を利用することができます。

#### ● 直接支払制度の流れ



※ 出産費用が法定給付額を超える場合、被保険者等はその差額を医療機関等に支払います。  
※ 出産費用が法定給付額未満の場合、協会けんぽはその差額を被保険者に支払います。

#### ● 受取代理制度の流れ



### 出産育児一時金の支給にかかる手順





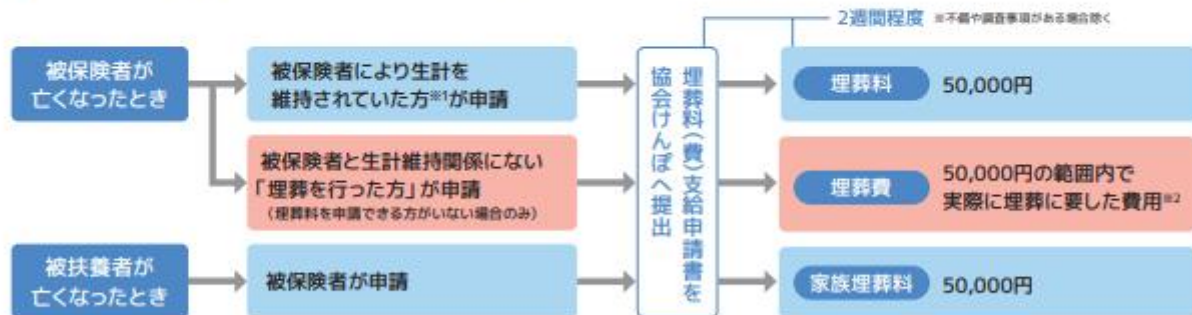
## 埋葬料(費)・家族埋葬料

### ご本人、ご家族が亡くなったとき



#### 埋葬料(費)とは？

被保険者・被扶養者が業務外の事由により亡くなった場合、埋葬料(費)が支給されます。  
「亡くなった方」「申請する方」によって、「埋葬料」「埋葬費」「家族埋葬料」に分かれます。



#### ※1 生計を維持されていた方

被保険者によって生計の全部又は一部を維持されている方であって、民法上の親族や遺族であることは問われません。また、被保険者が世帯主であるが、同一世帯であるかも問われません。

#### ※2 実際に埋葬に要した費用

霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼等の実費額です。



#### 資格確認書等はどうすればいい？

被保険者・被扶養者が亡くなったときは、事業主へ資格確認書等(お持ちの方のみ)をご返却ください。事業主は、返却された資格確認書等を添えて、日本年金機構の事務センターへ下記の届出をご提出ください。

#### ● 事業主が日本年金機構 事務センターへ提出するもの

被保険者が亡くなったとき	①被保険者資格喪失届(死亡日の翌日が資格喪失日) ②資格確認書等(お持ちの方のみ被保険者+被扶養者全員分)
被扶養者が亡くなったとき	①被扶養者異動届(死亡日の翌日が扶養解除日) ②資格確認書等(お持ちの方のみ亡くなった被扶養者分)

※埋葬料(費)は、日本年金機構での資格喪失・扶養解除の処理が完了してからの支給となります。

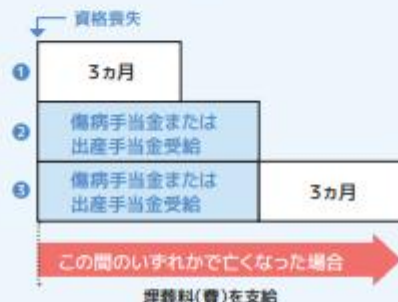
Check

#### 資格喪失後でも支給されることがあります

被保険者が資格喪失後に亡くなり、次のいずれかに該当する場合は、埋葬料または埋葬費が支給されます。

※資格喪失後に加入した健康保険で埋葬料を請求していない場合に限りです。

- 被保険者だった方が資格喪失後3ヵ月以内に亡くなったとき
- 被保険者だった方が資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなったとき
- 被保険者だった方が②の継続給付を受けなくなってから3ヵ月以内に亡くなったとき
- ①の場合は、亡くなった方の資格喪失前の被保険者期間の長さは問われません。なお、被保険者の資格喪失後に被扶養者だったご家族が亡くなっても、家族埋葬料は支給されません。





## 任意継続被保険者

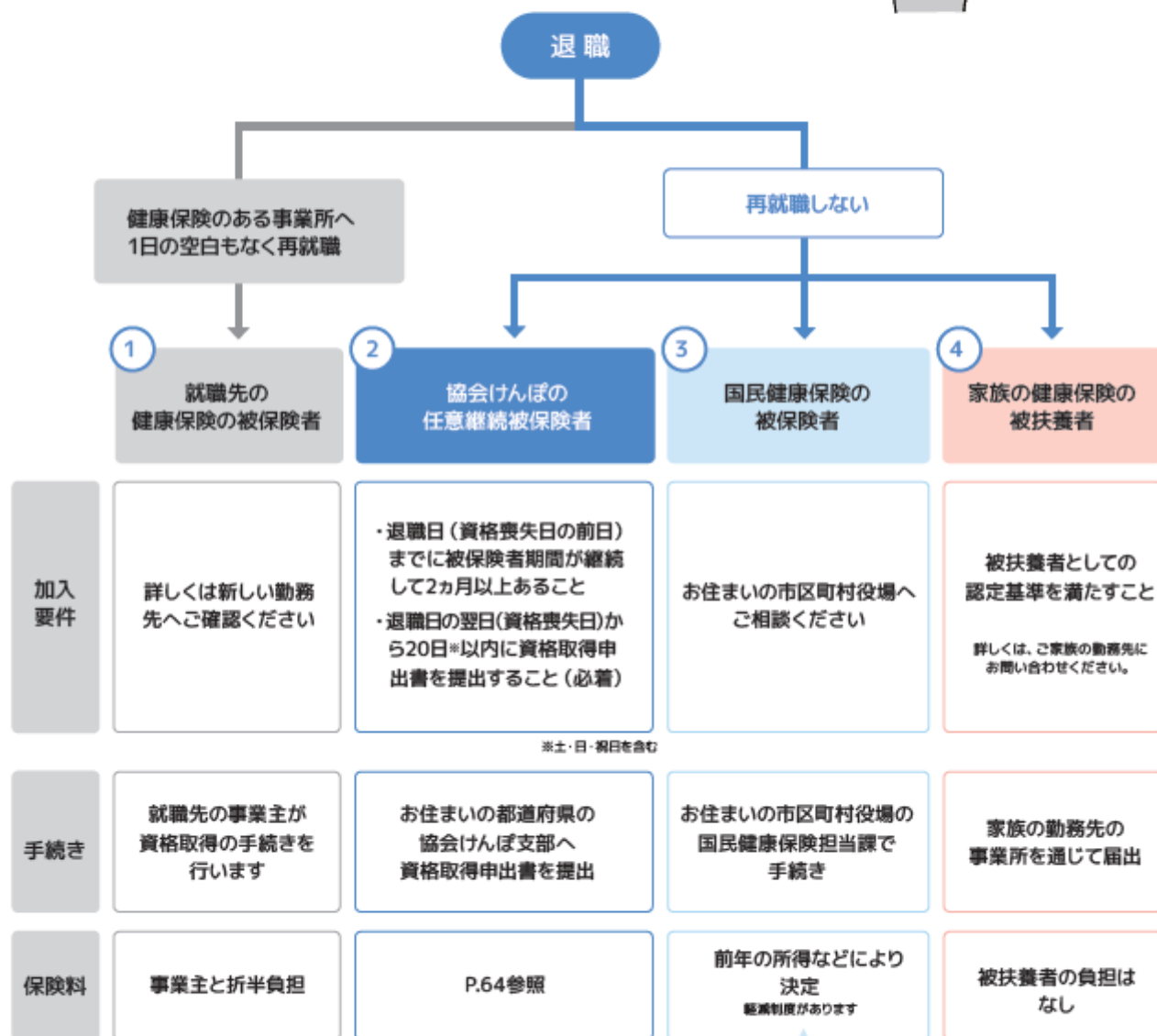
電子申請対象

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者（異動）届

# 退職後も健康保険へ継続加入したいとき

## 退職後の健康保険は？

74歳までの被保険者が退職などでその資格を喪失した場合には、引き続き何らかの健康保険制度への加入が義務づけられています。退職後はご自身の状況に応じて、下記の選択肢のいずれかの健康保険に加入手続きをする必要があります。



「特例対象被保険者」に対して国民健康保険料を軽減する制度があります

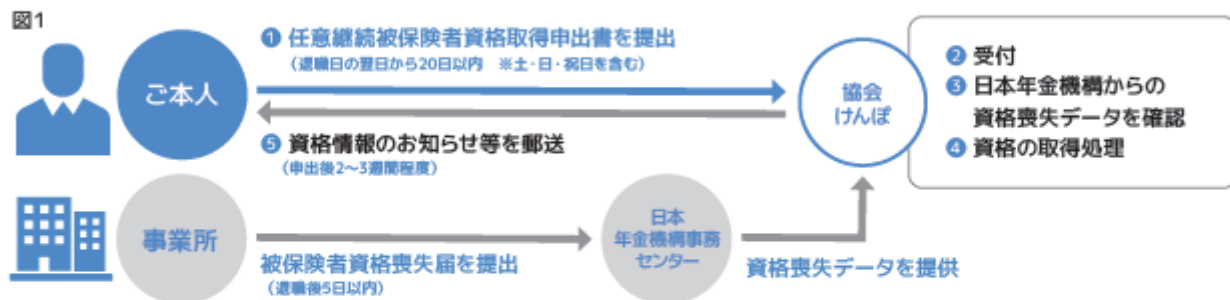
倒産・解雇などにより失業された方（特定受給資格者および特定理由離職者）には国民健康保険料の軽減制度があります。詳しくは、お住まいの市区町村役場へご確認ください。



## 任意継続の申請から健康保険の資格を取得するまでの流れは？

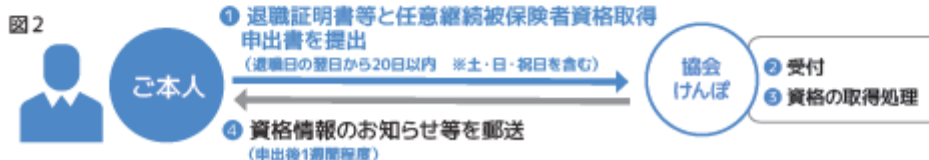
### 健康保険の資格を取得するまでの流れ

日本年金機構から提供される、資格喪失データを確認後に任意継続健康保険の資格を取得。



### 資格の取得をお急ぎの場合は

退職証明書等を添付して協会けんぽに申し出ることにより、日本年金機構からの資格喪失データの提供を待たずに資格取得処理が可能です。



※事業主が作成した退職証明書等と日本年金機構から提供される資格喪失データに相違がある場合は、後日任意継続の資格記録を修正します。修正後の資格情報のお知らせは送付されません。変更された資格情報のお知らせの発行を希望する場合は、「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

※退職証明書等の提出がない場合は、日本年金機構からの資格喪失データ確認後の資格取得処理となります(【図1】と同様の流れとなります)。



### Check

## 加入と資格喪失について

- 加入** 加入できるのは最長で2年間です。  
(退職日の翌日から加入)
- 資格喪失** 任意継続被保険者は右のいずれかに該当する場合のみ、資格を喪失します。

### 任意継続被保険者の資格を喪失するとき

- 1 保険料を納付期限までに納めなかったとき
- 2 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- 3 任意継続被保険者が亡くなったとき
- 4 就職等により健康保険・共済組合等の被保険者になったとき
- 5 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- 6 資格喪失を希望したとき

※③、④、⑤、⑥の場合は、資格喪失申出書の提出が必要

### ◎1か月の保険料

退職時点の標準報酬月額

× 協会けんぽ都道府県支部(住所地)の保険料率  
と子ども子育て支援金率

= 任意継続の保険料

上限は32万円  
(改定される場合あり)

40~64歳の方は  
介護保険料が上昇せ

全額自己負担

※資格取得日の属する月から保険料がかかります(1ヵ月分)。

保険料の納付期限は毎月10日(10日が土・日・祝日の場合は翌営業日)と決められており、期限までに納付されなかった場合、任意継続の資格を喪失することになります。なお、保険料の初回納付については、資格情報のお知らせをお送りする封筒に納付書が同封されていますので、記載の期限までに納付していただけます。

### 便利な口座振替と前納制度(納付書払)

保険料の納め忘れを防止するため、口座振替のご利用が便利です。また、保険料が割引される前納制度(6ヵ月または12ヵ月)があります。

### ◎任意継続加入中の健康保険給付

任意継続被保険者になった場合、原則として、在職時と同様の保険給付(傷病手当金・出産手当金を除く)が受けられます。

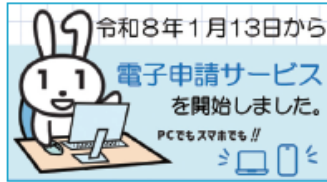




## 書類により、提出先は2カ所に分かります

健康保険に関する申請書は、種類によって提出先が異なります。提出方法は、電子申請、または郵送による申請が可能です。郵送による申請をご希望の場合、必要な申請用紙は、ホームページからダウンロードしてご使用いただけます。簡単・便利な、電子申請での提出をご利用ください。

なお、電子申請に関する詳細は、協会けんぽもしくは日本年金機構のホームページをご参照ください。



### 協会けんぽに ご提出いただく申請書

- 資格情報のお知らせ交付申請書
- 資格確認書交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書
- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 第三者行為による傷病届
- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 特定健康診査受診券(セット券)申請書
- 埋葬料(費)支給申請書
- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届

健康保険の資格取得  
等に関するもの  
(従業員の採用)

変更・訂正

交付

給与・賞与

病気・ケガ  
入院等

出産・育児休業

健診

退職・死亡

退職後の保険  
(任意継続)

事業所に  
関するもの

### 日本年金機構の事務センターに ご提出いただく申請書

- 被保険者資格取得届
- 健康保険被扶養者(異動)届  
(国民年金第3号被保険者関係届)
- 被保険者氏名変更(訂正)届
- 被保険者住所変更届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届
- 産前産後休業取得者申出書
- 育児休業等取得者申出書
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 厚生年金保険養育期間  
標準報酬月額特例申出書
- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 被保険者資格喪失届
- 適用事業所名称・所在地変更(訂正)届
- 事業所関係変更(訂正)届

マイナンバーと  
基礎年金番号が  
結びついている  
被保険者は原則  
届出不要です。